

交流文化学科		特任教授	三宅 弘	大学院の授業担当 無
教育活動				
教育実践上の主な業績		年月日	概要	
1 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)				
1	教材選択、授業の進行計画や授業の組み立て、予習のさせ方など、授業の設計に関しての工夫。	2012年度～2013年度現在	<p>民事法総合演習Ⅲ・法律文書作成・総合特講Ⅱは、いずれも、民法・民事訴訟法・憲法・行政法の学修の観点から理論的にも重要な論点を含んでいるものを抽出し、主要な重要判例を参考にしつつ、かつ法的論点を論じさせるものである。レポートの作成等を事前の予習として行わせ、事前に添削し、学生の理解度に応じて、基礎的知識から授業を設計していくこととした。法律文書作成では、瀬川信久外『事例研究民事法』(日本評論社)等を教材として、訴状、答弁書、事実整理報告書等を作成し、これを学生に発表させる方式をとっている。</p> <p>民事法総合演習Ⅲは、いずれも『民事法Ⅰ～Ⅲ』(日本評論社)の事例問題について、より詳細にし、または契約書等の資料を添付した独自教材とすることもあるが、予め学生の作成したレポートをふまえて、その講評と解説により、主として民法と民事訴訟法の理解を深めるものである。学生は、レポートを書くことにより表現力が増し、さらにレポートを素材に質疑を交えた双方向の授業を受けているといえる。</p> <p>起案等指導Ⅰでは、同様の独自教材を用いて、『民法Ⅰ～Ⅲ』と同種の論点について、検討させている。</p> <p>総合特講Ⅰでは、『事例研究憲法』と『事例研究行政法』(いずれも日本評論社)を用いて、民事法総合演習Ⅲと同様の方式による演習をして、双方向で学生の理解力が増すように工夫している。</p> <p>リーガルクリニックⅡは、法律事務所における民事・刑事の実際の案件について、訴状、答弁書、報告書等を作成させ、これに関連する理論的説明をすることで、実務をふまえた法曹養成によって、学生が実務的な法的処理能力を効果的に身に付けることができるように企画している。</p>	
2	授業内容の選択や授業実施に当たり、司法制度改革審議会意見書にいう「理論教育と実務教育の架橋」を意識した取組。	2012年度～2013年度現在	<p>上記1の各科目について、上記1のとおり、教材選択や授業進行計画自体が理論と実務の架橋を求めたものであるが、さらに授業の組み立てにおいて、いずれも、理論面のみならず、実務家として考えるところを述べることに、常に心がけている。特に判例については、なるべく最高裁判事判例解説を素材として配布し、判例の射程について理解を深めるよう心がけている。学生においては、これによって、最高裁判例の理論をも具体的にふまえて、紛争解決のために法的理論の構築がなされているということも実感できているようである。</p>	
3	授業に当たり、学生に考える力や議論する力をつけさせるための工夫、方法、効果。	2012年度～2013年度現在	<p>上記1のとおり、法律文書作成では、訴状・答弁書・準備書面等や指定された形式の文書の作成を、民事法総合演習や総合特講では独自教材等もあわせて小問の事前解答をさせ、それぞれ、いずれも授業に当たり双方向で議論させることとしている。</p> <p>リーガルクリニックⅡでは、実際に訴訟として進行中の民事・刑事の事件の訴状、答弁書、準備書面等の起案を通じて、実務法曹としての実務処理を知り、これを理論面の研究にもフィードバックさせ、法的知識のより一層の理解をはかると共に、実務を通じての法曹倫理を十分に理解することを目標としている。法曹倫理についても、法曹人として考える倫理観と学生の持つ素朴な倫理観とに齟齬が生じるかどうか、この点を特に議論することで工夫している。</p> <p>いずれも、効果を上げていると思う。</p>	
4	授業を進めるに当たり、学生の理解度をチェックする方法等。	2012年度～2013年度現在	<p>上記1のとおり、法律文書作成では、訴状・答弁書・準備書面等や指定された文書の作成を、それぞれ事前に提出させて、その出来具合に応じて説明の強弱をつけ、さらに、授業中に、学生に質問することで誤解が解消しているかをチェックすることとしている。</p> <p>民事法総合演習・総合特講では、授業中に、上記小問の解答を発表させて、学生の理解度をチェックしている。</p>	

交流文化学科		特任教授	三宅 弘	大学院の授業担当 無
5	授業後の学生の理解のフォローの実施、レポート、オフィスアワー等に関する工夫。	2012年度～2013年度現在	民事法総合演習・総合特講のレポートについては、それぞれ添削しているが、この添削でも説明が十分できない部分については、学生に、オフィスアワーを活用しての質問に来よう指名している。 それ以外の科目でも、オフィスアワーでは、個別の質問等がなされている。	
2 作成した教科書、教材、参考書				
1	新司法試験の問題と解説、公法系科目短答式試験全体講評、問題解説(共著)	2008年8月、 2011年8月、 2012年8月	法学セミナー増刊	
2	行政法思考で試験問題を解く-2007年新司法試験公法系科目[第2問](共著)	2009年9月	法学セミナー	
3	新司法試験問題の検討公法系科目試験問題座談会(論文)	2011年8・9月、 2012年8月	法学セミナー	
3 教育方法・教育実践に関する発表、講演等				
1	「保育者としての個人情報保護に関する基礎知識」	2007年1月	共栄学園短期大学「保育原理」特別講義	
4 その他教育活動上特記すべき事項				
学会等および社会における主な活動(学外の委員、役職等)				
年月日		活動内容		
【学会活動】				
現在		著作権法学会会員		
現在		企業法学会会員(1992年理事)		
現在		臨床法学教育学会会員		
【社会活動】				
2006年～現在		放送と人権等権利に関する委員会[BRO]委員		
2006年～2009年		クレジット個人情報保護推進協議会委員		
1999年～2011年		情報公開クリアリングハウス理事		
現在		社団法人自由人権協会		
		理事(1996年～現在)		
		代表理事(2008年～現在)		
2004年～2009年		内閣府国民生活審議会委員		
2003年～2010年		独立行政法人国立公文書館有識者会議委員		
2005年		第二東京弁護士会副会長		
2006年		日本弁護士連合会常務理事		
2006年～現在		東京大学科学研究行動規範委員会委員		
2007年		第二東京弁護士会刑事弁護委員会委員長		
2010年～2011年		内閣府消費者委員会個人情報保護専門調査会委員		
2010年～現在		内閣府公文書管理委員会委員		
2010年		内閣府行政透明化検討チーム座長代理		
2011年～現在		内閣府個人情報保護ワーキンググループ委員		
2007年～2010年		日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長		
2009年～2012年		府中刑務所視察委員会委員長		
2010年		日本弁護士連合会編集委員会委員長		

交流文化学科	特任教授	三宅 弘	大学院の授業担当 無
2011年	第二東京弁護士会倫理委員会委員長		
<b>その他</b>			
(1) 修習委員会・実務修習担当の経験 1994年、1996年、2001年に実務修習を担当。			
(2) 法律事務所での後進の指導経験(1992年4月より現在まで) 原後綜合法律事務所の後進の弁護士10名について事件の共同受任等を通じて指導。			
[主な関与事案]			
1 東京地判平成3年5月30日判時1400号58頁 —建設工事現場からの落下物により負傷した舞台俳優の後遺障害による逸失利益を職業の特殊性を考慮して算定した事例			
2 東京地決平成4年7月3日判時1424号86頁 —競売建物の所有者が改装工事をした上、その占有を第二者に移転しようとする行為が「不動産の価格を著しく減少する行為」に該当するとして、工事の中止及び続行禁止並びに占有移転禁止を命じる売却のための保全処分が認められた事例			
3 東京地判平成8年8月30日判時1632号49頁 —金銭借用証書の連帯保証人欄に署名押印した場合に、この署名押印が名義貸しにすぎないなどの当事者間の事情を考慮したうえで連帯保証契約の成立が否定された事例			
4 東京地判平成12年5月22日判時1718号3頁 —化粧品の使用により顔面の皮膚障害が生じた製品事故について因果関係を肯定したが、製造業者の警告上の欠陥による製造物責任を否定した事例			
5 最判平成元年3月8日民集43巻2号89頁 東京高判昭和62年12月25日判時1262号30頁 東京地判昭和62年2月12日判時1222号28頁 —いわゆる法廷メモ事件最高裁判決。憲法21条と82条に基づく「法廷でメモを採る権利」の存否を争う。			
6 浦和地判昭和59年6月11日行集35巻6号699頁 —日本初の情報公開訴訟。都市計画地方審議会議事録の公開の可否を争う。			
7 東京地判平成3年7月16日判時1405号42頁 —相続財産である土地の上に相続人のための借地権が存在しないものとして同土地を自用地と評価していた相続税更正処分について、同土地上に借地権が存在しないことには疑問があるとして、取り消された事例			
8 東京高判平成3年5月31日行集42巻5号959頁 横浜地判平成元年5月23日行集40巻5号480頁 東京高判昭和59年12月20日行集35巻12号2288頁 —知る権利と著作権法上の公表権との関係が争点となる			
9 東京高判平成2年9月13日行集41巻9号1433頁 東京地判昭和63年2月23日行集39巻1=2号78頁 —合議制機関の情報公開が争点となったもの			
10 東京地裁平成元年3月27日和解、訴え取下げ —拙稿「情報非公開決定処分取消訴訟における『和解』判タ705号33頁。行政訴訟における和解の可否と、非公開審理手続の導入について論じる。			
11 最判平成13年7月13日判例地方自治223号22頁 福岡高判平成8年9月24日行集47巻9号808頁 那覇地判平成7年3月28日判時1547号22頁 —裁判所法上の「法律上の争訟」及び知る権利と防衛秘密の保護との関係が争点となる。法律時報1995年67巻9号特集Ⅱ「防衛」情報公開取消訴訟判決			
12 最判平成13年3月16日未登載 東京高判平成10年3月16日判タ1003号186頁 最判平成6年1月27日判時1487号48頁 東京高判平成3年1月21日行集42巻1号115頁 宇都宮地判平成元年11月9日行集40巻11=12号1678頁 —藤原静雄「交際費支出関係情報の公開の是非と部分公開のあり方」季報情報公開2001年6月号外。知事交際費の情報公開の是非を問う。			

交流文化学科	特任教授	三宅 弘	大学院の授業担当 無
13 最判平成13年11月27日判時1771号67頁 東京高判平成9年7月15日行集48巻7=8号513頁 宇都官地判平成6年5月25日行集45巻5=6号1263頁 —いわゆる情報公開差止訴訟、大学の財務内容に企業秘密があるかが争点			
14 東京高判平成9年5月13日高民50巻2号173頁 東京地判平成4年10月15日判時1436号6頁 —知事交際費の情報公開の是非を問う			
15 東京地判平成10年3月24日判タ1001号136頁 —出生届の受理に関する指示文書の自己情報開示請求の可否を争う。			
16 横浜地判平成11年3月8日判タ1026号135頁 —大学入試センター試験個人別成績一覧(本人に係る分)等の本人開示請求の可否を争う。			
17 東京地裁平成6年3月1日和解 —志賀剛「小田急訴訟・情報公開の意義」判タ842号37頁			
18 東京高判平成8年11月29日判時1587号65頁 —「希代の悪人」との見出しを付された通信社の配信記事を掲載した地方新聞社が名誉毀損による損害賠償責任を負うとされた事例			
19 最判平成10年1月31日判時1631号68頁 東京高判平成6年2月8日判時1493号84頁 —被告人の読書層等に基づき犯行の動機を推論する内容の新聞記事が事実を摘示するものであるとされた事例			
20 福島地判平成8年8月23日判タ939号102頁 —三種混合ワクチンの予防接種とその後生じた重度心身障害との間に因果関係があるとして、予防接種法に基づく医療費等の不支給処分が取り消された事例			
21 東京地判平成8年4月23日判時1575号43頁 —三種混合ワクチン接種後7日以降発症した中枢神経系の疾病(てんかん)が予防接種の副反応と認められるとして、予防接種法に基づく給付の不支給決定が取り消された事例			
22 福岡高判平成元年5月15日判タ710号143頁 鹿児島地判昭和62年5月29日判時1249号46頁 —いわゆる志布志湾埋立訴訟、公布水面埋立免許の取消を求める訴えにつき関係住民らの原告適格が否定された事例			
23 東京高判平成16年12月15日訟務月報51巻10号2567頁 東京地判平成15年12月12日最高裁ウェブサイト —司法制度改革推進本部の5つの検討会の議事録作成の基となった録音テープの、情報公開法に基づく開示請求に対する不開示決定処分を争った事例			
24 東京高判平成17年2月9日判時1917号29頁 東京地判平成16年6月24日判時1917号45頁 —最高裁判所の裁判官会議の議事録に対する開示の申出を拒絶した不開示措置の違法を理由とする国家賠償請求につき、東京地裁でその一部の違法を認め、請求が一部認容されたが、東京高裁で請求棄却とされた事例			
25 東京地判平成18年6月16日判時1943号18頁 —東京都知事の海外出張に係る旅費の支出について地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」があるとして適法とされたうえで、条例所定の宿泊料を超える額の宿泊料を支給する場合には人事委員会との協議を経る必要があるのに経ないでなされた支出が違法であるとされた事例			
26 東京地判平成19年1月30日判時1973号23頁 —東京都知事の交際費の支出について地方自治法242条本文該当として適法とされた部分について、その支出の一部が社会通念上著しく合理性を欠き裁量権を逸脱濫用するものとして違法であるとされた事例			

交流文化学科	特任教授	三宅 弘	大学院の授業担当 無
<p>27 最高裁平成21年1月19日民集63巻1号97頁 —賃借ビル地下1階の漏水により使用不能となったことによる損害賠償請求における逸失利益は通常損害ではあるが、借主に条理上当該損害を軽減すべき義務があるとして損害額が縮減された事例</p>			